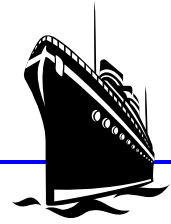


MSI Marine News

海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご閲覧ください。 (http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

トピックス



沿海区域の一部拡大について

沿海区域とは

わが国の船舶検査証書に記載される「航行区域」は船舶安全法および同施行規則によって定められており、平水区域、沿海区域、近海区域、遠洋区域の4つに大別されます。

このうち沿海区域は、原則として陸から20海里までの範囲として定められているため、場所によっては陸地に沿って迂回するような航路を採らざるを得ないなど、航行の効率が悪くなる場合があることがかねてから指摘されていました。平成8年には、これを一定程度解消すべく、凹入部である内浦湾沖、石巻湾沖、伊勢湾沖、紀伊水道、土佐湾沖、豊後水道沖、若狭湾沖の7海域について沿海区域が拡大された経緯にあります。

拡大の検討

その後、他の海域についても拡大を求める声が大きかったことから、平成23年4月に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、規制・制度改革の一環として「沿海航行区域の拡大」が掲げられ、「安全性を確保しつつ、沿海区域の部分的な拡大を検討し結論を得る」ことが定められました。これを受け、国土交通省海事局の主催により「沿海区域の一部拡大に関する検討会」がこれまでに2回開催され、具体的な拡大区域の検討が行われています。

平成24年12月に開催された第1回検討会では、

- (1) 従来の沿海区域の原則を維持すること
- (2) 一部拡大する水域は、現状の安全基準、配乗基準で航行可能な限定された水域とすること
- (3) 凹入部の直航化、輻輳(フクク)状態の緩和、季節風等の影響による海象条件の厳しい海域の回避の容易化等が可能な水域について検討を行うこと

の3点を検討の基本方針に定めた上で、今回の検討海域は①尻屋埼沖 ②鹿島灘 ③伊勢湾沖 ④飛島沖 ⑤金沢沖の5海域とすること、拡大検討にあたっては、平成8年の一部拡大時に用いた指針、すなわち

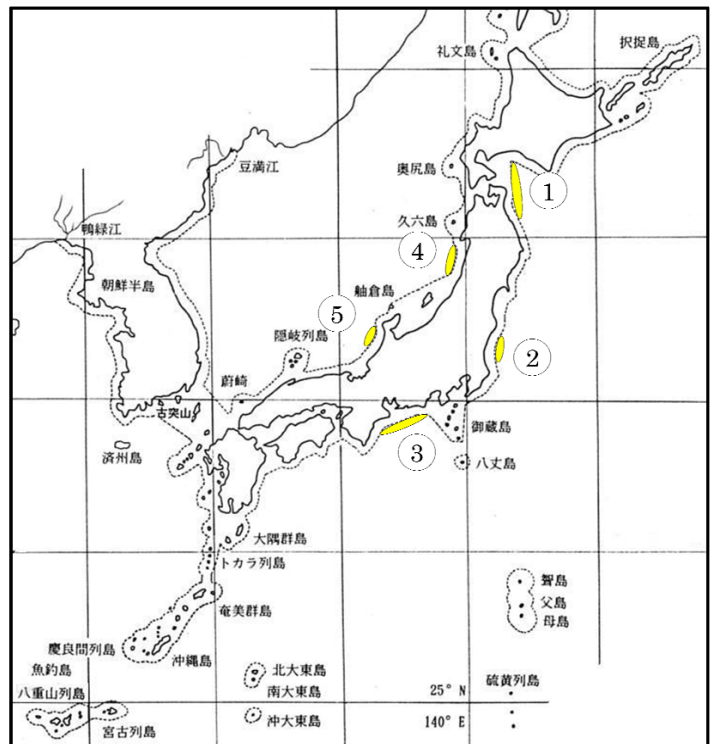
- (1) 気象・海象条件が既存の沿海区域と同程度である
- (2) 陸岸から30海里以内である
- (3) 避難港から50海里以内である

の3指針を用いることが決定されました。

平成25年2月開催の第2回検討会では、5つの検討海域における気象・海象状況等を踏まえた具体的な検討を行った結果、いずれの海域でも既存の沿海区域と同程度の安全性が確保でき、かつ拡大により一定の効果が期待できる

(①～③の太平洋側3海域においては航行レーン拡大による輻湊状態の緩和等、④および⑤の日本海側2海域においては気象・海象状況に応じた選択の自由度の増加等)ことから、拡大は妥当である、との結論に至っています。

国土交通省では、この検討結果を踏まえた取りまとめを今年度中に行う、としています。



沿海区域と拡大検討海域 (国土交通省ウェブサイトより)

船舶保険への影響

船舶保険では、保険が有効な航行範囲として「航路定限」を設定します。内航船では「平水区域第〇号」、「日本全沿岸」などとするのが一般的です。

航路定限はあくまで保険契約で設定される条件の一つであり、保険の対象となる船舶が法律上航行可能な水域とは必ずしも一致しません。したがって、今回の改定が実現したとしても船舶保険への直接の影響は生じません。

以上